



(号外) 独立行政法人国立印刷局

地方公共団体
公債抽せん (東京都区)、行旅死亡

告 示

○厚生労働省告示第二号

会社その他の
人関係
会社決算公告

○障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第八十七条第一項の規定に基づき、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号)の一部を次のように変更したので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十一年一月八日

厚生労働大臣 外添 要一

前文中「みられる」を「みられた」に改め、「現行の」を削り、「求められている」を「求められない」に、「そこに至る中間段階の位置付けとして平成十八年度から平成二十年度までの」を「平成二十一年度から平成二十三年度までの第二期」に改める。

第一の三中「中立・公平な立場で」を削り、「相談支援事業を」の下に「適切かつ」を加え、「等のネットワークの構築を図る」を「とともに、その在り方を明確に示すことが必要である」に改め、第一の三に次のように加える。

その際、地域自立支援協議会は、関係者が抱える個々のケースに基づき、地域の課題について情報を共有しながら具体的に協議する場であることに留意する必要がある。例えば、障害児支援においては、障害児のライフステージに応じた適切な相談支援が行えるよう、一つの支援機関だけが二一ズを抱え込まないよう、関係機関のネットワークの在り方、地域支援体制の中軸となる相談支援体制の在り方について協議する場であることに留意する必要がある。

第二の一の2中「新たな」及び「現行の」を削り、第二の一の2の〔中〕「障害福祉計画」を「第一期障害福祉計画」に、「現時点」を「第一期計画時点」に改め、第二の一の2の〔〕に次のように加える。

なお、施設入所者数の設定に当たっては、新たに施設へ入所する者の数は、ケアホーム等での対応が困難な者等、施設入所が真に必要と判断される者の数を踏まえて設定すべきものであることに留意する必要がある。

第二の一の2の〔〕中「受け入れ」を「受け入れ」に改め、第二の一の2の〔〕に次のように加える。

さらに、都道府県においては、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」(平成二十一年五月三十日付け障害第〇五三〇〇〇一号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知により実施する事業をいう。以下同じ。)による平成二十三年度末までの退院者数の目標値を定める。

第二の一の2の〔中〕「現時点」を「第一期計画時点」に、「支援等」を「支援」、障害者に対して一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ること等、に改め、第二の一の2の〔〕に次のように加える。

さらに、都道府県が「工賃倍増五年計画」(平成十九年七月六日付け障害第〇七〇六〇〇四号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知に基づき作成された計画をいう。)を作成した場合は、平成二十三年度の目標工賃等の概要について都道府県障害福祉計画(法第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画をいう。以下同じ。)上に記載し、周知を図ることが適當である。

また、福祉施設等における障害者の雇用の確保について、「重点施策実施五年計画」(平成十九年十二月二十五日障害者施策推進本部決定)において、「国は、公共調達における競争性及び公共性の確保に留意しつつ、福祉施設等の受注機会の増大に努めること」とされていること、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の改正により、随意契約が可能な場合として、地方公共団体が障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約を追加したこと等、官公需に係る福祉施設の受注機会の拡大が求められていることから、障害福祉計画において、官公需に係る福祉施設の受注機会の拡大について記載し、取組を進めることが望ましい。

裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
平成二十年度ガス主任技術者試験の合格者、日本弁護士連合会懲戒の処分関係

〔官 告 告〕

〔公 告〕
〔公 告〕

司法修習生の修習を終えた者
(最高裁判所)

○障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号)の一部を次のように変更したので、同条第三項の規定に基づき公示する。

〔告 示〕

〔告 示〕

別表第四の四の項中「平成二十一年度までの各年度及び平成二十三年度」を「平成二十三年度までの各年度」に改め、別表第四中九の項を十の項とし、六の項から八の項までを一項ずつ繰り下げ、「五の項中「平成二十一年度までの各年度及び平成二十三年度」を「平成二十三年度までの各年度」に改め、同項を六の項とし、四の項の次に次の一項を加える。